

(3) 使用水量の推移

年度	総 数			口径別料金 適用のもの	共同住宅扱い	公衆浴場営業	共 用
	水 量	指 数	前年度比				
	m ³		%	m ³	m ³	m ³	m ³
27	1,071,259,247	100.0	0.8	1,052,373,657	17,002,842	1,882,748	0
28	1,074,419,160	100.3	0.3	1,055,519,069	17,103,386	1,796,705	0
29	1,081,454,514	101.0	0.7	1,062,410,777	17,310,843	1,732,894	0
30	1,085,703,362	101.3	0.4	1,065,623,945	17,072,756	1,665,559	0
令和元	1,085,488,578	101.3	△ 0.0	1,066,971,098	16,846,365	1,671,115	0
2	1,068,907,521	99.8	△ 1.5	1,050,765,862	16,662,711	1,478,948	0
3	1,058,130,714	98.8	△ 1.0	1,040,630,268	15,995,228	1,505,218	0
4	1,055,859,842	98.6	△ 0.2	1,039,007,888	15,327,973	1,523,981	0
5	1,065,517,427	99.5	0.9	1,048,655,576	15,301,458	1,560,393	0
6	1,073,894,141	100.2	0.8	1,056,989,757	15,344,660	1,559,724	0

(注) 平成 27 年度の数値を指数としている。

4 水道料金

(1) 水道料金表

(平成 17 年 1 月 1 日から適用)

呼 び 径	基本料金	従 量 料 金									
		1~5m ³	6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201~1,000m ³	1,001m ³ 以上	
一 般 用	13 mm	860 円	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円
	20 mm	1,170 円									
	25 mm	1,460 円									
	30 mm	3,435 円									
	40 mm	6,865 円									
	50 mm	20,720 円									
	75 mm	45,623 円									
	100 mm	94,568 円									
	150 mm	159,094 円									
	200 mm	349,434 円									
250 mm	480,135 円										
300 mm ~	816,145 円										
公衆浴場用	一般用と同じ(40mm 以上は6,865円)	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 109円							

(注) 水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする(1円未満は端数切捨て)。

(2) 調定額

(単位：円)

総 額	口径別料金適用のもの (一般・公衆)	共同住宅扱い	公衆浴場用
241,016,624,031	238,889,126,544	1,941,876,192	185,621,295

(3) 収納方法別取扱件数

(単位：件、%)

総数(収納単位数)	口座振替扱い		払込み扱い		クレジットカード扱い	
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
5,977,410	2,868,652	47.99	1,527,307	25.55	1,581,451	26.46

(4) 営業所別給水収益収入状況

支所・営業所	調定額	収入額	未収入額	収入率
総額	241,016,624,031 円	230,354,489,481 円	10,662,134,550 円	95.58 %
中央支所	60,789,348,393	58,420,010,811	2,369,337,582	96.10
千代田	21,532,783,368	20,747,347,838	785,435,530	96.35
港	17,140,047,488	16,496,021,930	644,025,558	96.24
豊島	8,541,030,117	8,197,439,567	343,590,550	95.98
文京	13,575,487,420	12,979,201,476	596,285,944	95.61
東部第一支所	33,069,752,862	31,513,727,316	1,556,025,546	95.29
江東	14,536,918,516	13,912,668,361	624,250,155	95.71
墨田	6,662,739,646	6,348,745,302	313,994,344	95.29
江戸川	11,870,094,700	11,252,313,653	617,781,047	94.80
東部第二支所	24,901,580,976	23,638,800,053	1,262,780,923	94.93
荒川	4,038,881,061	3,836,374,025	202,507,036	94.99
足立	12,613,219,543	11,971,839,565	641,379,978	94.92
葛飾	8,249,480,372	7,830,586,463	418,893,909	94.92
西部支所	30,554,328,805	29,193,100,479	1,361,228,326	95.54
杉並	10,171,637,165	9,638,123,005	533,514,160	94.75
新宿	14,168,301,830	13,651,543,542	516,758,288	96.35
中野	6,214,389,810	5,903,433,932	310,955,878	95.00
南部支所	61,099,724,587	58,466,361,688	2,633,362,899	95.69
大田	16,311,176,136	15,562,906,693	748,269,443	95.41
品川	10,421,624,915	9,964,254,494	457,370,421	95.61
世田谷	17,717,250,417	16,911,434,265	805,816,152	95.45
目黒	6,185,884,916	5,887,486,171	298,398,745	95.18
渋谷	10,463,788,203	10,140,280,065	323,508,138	96.91
北部支所	30,601,888,408	29,122,489,134	1,479,399,274	95.17
練馬	12,679,823,155	12,051,887,662	627,935,493	95.05
板橋	10,672,929,394	10,175,628,563	497,300,831	95.34
北	7,249,135,859	6,894,972,909	354,162,950	95.11

(5) 水道料金の変遷

水道事業

年月	需 要 区 分 及 び 料 金				摘 要
	計 量 給 水		放 任 給 水		
明治31年11月24日施行	官公署・学校・兵営 病院・会社・その他	噴 水	専 用	共 用	1 建坪12坪未満は、放任給水とすることができる。 2 専用栓の支栓は、1本1年3円 3 放任給水の場合、牛馬1頭1年3円、6頭以上は計量給水 4 量水器使用料は、12段階で徴収
	1m ³ につき 0.03円	1月100m ³ まで 4.5円 超過1m ³ につき 0.045円	1戸5人まで 1年5円 5人まで増すごとに 2円	6戸まで 1年8円 1戸増すごとに 0.5円	

営業

年月	普通計量給水		特別計量給水		普通専用給水		特別専用給水		共 用		摘 要
	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	
明治34年12月28日施行	1月20m ³ まで 0.72円		船舶用1m ³ 0.05円		1戸5人まで 1年5円				1戸1年 1.5円		1 特別専用給水は営業用 2 放任給水の場合 支栓1本 3円 浴槽1個 1円 牛馬1頭 2~3.5円 3 量水器使用料は、12段階で徴収
	超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円		噴水・庭園・水槽 1月50m ³ まで 2.5円 超過1m ³ 0.05円		1人増すごとに 0.5円	左記の2割増			居住6ヶ月未満 1戸5人まで 1人増すごとに 0.25円 ただし、営業用は2割増		

明治35年12月27日施行	1月10m ³ まで 0.3円		同 上		同 上			同 上	同 上	ただし、営業用又は浴槽あるもの2割増	同 上
---------------	-------------------------------	--	-----	--	-----	--	--	-----	-----	--------------------	-----

年月	普通計量給水		特別計量給水		専 用 給 水		共 用		摘 要
	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	
明治40年3月4日27日施行	1月10m ³ まで 0.3円		1m ³ につき 水槽に供給するもの 0.05円		1戸5人まで 1年5円		年1戸 1年 1.5円		専用給水の場合 1 支栓1本につき 3円 2 浴槽1個につき 1円 3 牛馬1頭につき 2.5~3.5円 4 量水器使用料は、12段階で徴収
	超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円		その他 0.1円		1人増すごとに 0.5円				

年月	専 用 栓		特 別 栓		共 用		摘 要
	計 量	放 任	計 量	放 任	計 量	放 任	
	大正10年2月23日24日施行	10m ³ まで 0.7円	1戸5人まで 0.7円	2m ³ まで 0.7円		1戸6m ³ まで 0.2円	
超過1m ³ につき 湯屋 0.03円 その他 0.05円		1人増すごとに 0.07円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.15円	超過1m ³ につき 汽船・船舶用 0.08円 その他 0.2円		超過1m ³ につき 0.03円	浴槽1個 0.1円	

昭和3年6月1日施行	10m ³ まで 0.93円	1戸5人まで 0.93円	2m ³ まで 0.93円		1戸6m ³ まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円	10戸まで 1戸 0.4円 1戸増すごとに 0.2円	1 口径に応じ基本料金が13段階となる。 2 昭和7.10.1 自動車洗浄用 1m ³ 0.2円となる 3 昭和12.3.25 共用は、2戸以上となる。
	超過1m ³ につき 湯屋 0.038円 300坪以上の家屋 0.09円 その他 0.07円	1人増すごとに 0.1円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.25円	超過1m ³ につき 醸造・製造原料用 0.1円 汽缶・船舶用 0.11円 散水・道路・下水道 0.2円 自動車洗浄用 0.3円 原動力・一時使用 0.3円 噴水・庭園用 0.4円		超過1m ³ につき 0.04円	浴槽1個につき 0.15円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金					摘 要
昭和18・6・1都条例行	専 用 栓				共 用 栓	1 基本料金の口径別格差は廃止 2 量水器使用料は、不徴収
	放 任 栓	計 量 栓				
	1戸5人まで 1人増すごとに 0.9円 0.1円	普 通 用	娛 楽 用	湯 屋 用	1戸6m ³ まで 10戸まで 1戸増すごとに 0.4円 0.2円 超過1m ³ につき 0.05円	
8m ³ まで 0.9円 超過1m ³ につき 0.1円		8m ³ まで 5円 0.5円	100m ³ まで 4円 0.04円			

昭和20・11・1都条例行	定 額 栓	計 量 栓		共 用 栓	1 支給水栓1個につき 0.3円 2 その他は従前と同じ
		普 通 用	湯 屋 用	定 額 栓	
	建坪15坪 1.5円	20m ³ 3.5円	100m ³ 5円	1世帯につき 0.7円	
建坪15坪を超えるもの 2.5円	超過1m ³ 0.2円	超過1m ³ 0.05円			
同居1世帯につき 0.7円					

昭和21・2・28都条例行	建坪15坪以下 3.5円	20m ³ 8円	100m ³ 20円	1世帯につき 2円	1 支給水栓1個につき 0.6円
	建坪15坪を超えるもの 6円	超過1m ³ 0.5円	超過1m ³ 0.2円		
	同居1世帯につき 2円				

昭和21・12・1都条例行	建坪15坪以下 5円	20m ³ 12円	100m ³ 30円	1世帯につき 3円	1 支給水栓1個につき 1円
	建坪15坪を超えるもの 9円	超過1m ³ 1円	超過1m ³ 0.3円		
	同居1世帯につき 3円				

昭和22・6・1都条例行	専 用 栓				共 用 栓	1 支給水栓1個につき 2円 2 量水器使用料は、5段階で 2円～85円
	定 額 栓	計 量 栓				
		普 通 用	湯 屋 用			
建坪15坪以下 5人以下 10円 5人超 15円	20m ³ 20円	100m ³ 60円	1世帯につき 6円			
建坪15坪を超えるもの 20円	超過1m ³ 2円	超過1m ³ 1円				
同居1人につき 2円						

昭和23・1・10都条例適用	定 額 栓	計 量 栓				共 用 栓		1 支給水栓1個につき 4円 2 量水器使用料は、5段階で 5円～250円
		普 通 用	官公署 学校病院	会社事務所 営業用その他	湯 屋 用	計 量 栓 1世帯につき	定 額 栓 1世帯につき	
	人口5人まで 20円	1人増すごとに 5円	一般家庭 10m ³ 20円 超過1m ³ 2.5円	20m ³ 40円 超過1m ³ 3円	20m ³ 60円 超過1m ³ 4円	100m ³ 150円 超過1m ³ 2円	10m ³ 15円 超過1m ³ 2.5円	

昭和23・6・1都条例行	人口5人まで 40円	1人増すごとに 10円	一般家庭 10m ³ 40円 超過1m ³ 5円	官公署 学校病院 会社事務所 工場その他 20m ³ 80円 超過1m ³ 5円	特殊営業用 20m ³ 120円 超過1m ³ 8円	湯 屋 用 100m ³ 350円 超過1m ³ 4円	計 量 栓 1世帯につき 8m ³ 30円 超過1m ³ 5円	定 額 栓 1世帯につき 25円	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で 10円～500円
--------------	---------------	----------------	--	---	--	---	--	------------------------	---

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要		
	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓			
昭和23・7・31	昭和23・8・1	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院	会社事務所 営業その他	湯 屋 用	計量栓 1世帯につき	定額栓 1世帯につき	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で 13円～650円
		50円	13円	10m ³ 50円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 100円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 160円 超過1m ³ 10円	100m ³ 450円 超過1m ³ 5円	8m ³ 35円 超過1m ³ 6円	30円	

昭和24・5・31	昭和24・6・1	65円	16円	10m ³ 65円 超過1m ³ 8円	20m ³ 130円 超過1m ³ 8円	20m ³ 240円 超過1m ³ 14円	100m ³ 550円 超過1m ³ 6円	8m ³ 45円 超過1m ³ 7円	38円	1 支給水栓1個につき 10円 2 量水器使用料は、従前に同じ
-----------	----------	-----	-----	--	---	--	--	---	-----	------------------------------------

年月	呼 び 径	基本料金	需 要 区 分 及 び 料 金				計 量 栓	共 用 栓	摘 要	
			一 般 用	営 業 用	浴 場 用	共 用				
昭和26・12・22	昭和27・1・1	85円	22円	10m ³ 85円 超過1m ³ 11円	10m ³ 100円 超過1m ³ 11円 ただし駐留 軍用は 1m ³ 10円	10m ³ 160円 超過1m ³ 19円	300m ³ 2,370円 超過1m ³ 8円	8m ³ 60円 超過1m ³ 9円	60円 9円	1 支給水栓の料金徴収は 廃止 2 量水器使用料は、5段階で 15円～800円

年 月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要
	一 般 用	営 業 用	浴 場 用	共 用				
昭和30・12・27	昭和31・1月分	10m ³ 120円 超過1m ³ 16円	10m ³ 120円 超過1m ³ 28円	10m ³ 120円 超過1m ³ 12円	8m ³ 80円 超過1m ³ 12円	昭和29年度当初より全給 水栓が計量化されたので、 この改定で量水器使用料は 廃止		
昭和36・7・18	昭和36・8月分	8m ³ まで 120円 10m ³ まで 140円 超過1m ³ 20円	10m ³ 140円 超過1m ³ 32円	10m ³ 140円 超過1m ³ 15円	8m ³ 80円 超過1m ³ 15円			

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金					
			第 一 段	第 二 段				
昭和41・1・13	昭和41・2月分	8m ³ まで 120円 10m ³ まで 140円	10m ³ をこえる分 50m ³ まで 1m ³ につき 20円	50m ³ をこえる分 1m ³ につき 32円			口径別料金体系を採用	
		200円 400円 700円 1,500円 2,700円 5,000円 8,000円 11,000円 18,000円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 32円	50m ³ をこえる分 1m ³ につき 45円				
		公衆浴場用: 10m ³ まで 140円 共 用: 1戸あたり8m ³ まで80円	10m ³ をこえる分1m ³ につき	15円				
			8m ³ をこえる分1m ³ につき	15円				

年月	水 量 料 金							摘 要	
	呼 び 径	装置料金	第 一 段				第 二 段		
			第 一 段	第 二 段	第 三 段	第 四 段			
昭和43・11・15	昭和43・12月分	100円 120円 140円	9m ³ から18m ³ まで 1m ³ につき 20円	19m ³ から30m ³ まで 1m ³ につき 25円	31m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 28円	51m ³ 以上 1m ³ につき 45円	一般用(25mm以下)・公衆 浴場用・共用の水道料金の、 8m ³ 以下は賦課しない。 なお、生活保護世帯及び 母子世帯等については、装 置料金及び10m ³ までの水量 料金を免除		
		250円 500円 1,000円 2,000円 3,800円 7,000円 12,000円 17,000円 28,000円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 35円	51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 45円	101m ³ から200m ³ まで 1m ³ につき 55円	201m ³ 以上 1m ³ につき 68円			
		公衆浴場用: 110円 共 用: 60円	9m ³ 以上1m ³ につき	40円	55円	65円	75円		
							15円		

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 50 50 ・ ・ 7 9 ・ 月 16 分 か 都 適 条 例 用	13 mm	300円	0円	1m ³ につき 60円	1m ³ につき 75円	1m ³ につき 90円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	400円		1m ³ につき 90円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円				
	25 mm	500円									
	30 mm	1,200円	1m ³ につき 90円			1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円			
	40 mm	2,400円							1m ³ につき 180円		
	50 mm	8,000円							1m ³ につき 150円		1m ³ につき 180円
	75 mm	17,000円									
	100 mm	35,000円									
	150 mm	60,000円									
	200 mm	130,000円									
250 mm	180,000円										
300 mm以上	300,000円										
	公衆浴場用	300円	0円	1m ³ につき 50円							
	共 用	200円	0円	1m ³ につき 50円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 53 53 ・ ・ 11 12 ・ ・ 1 1 都 適 条 例 用	13 mm	410円	0円	1m ³ につき 80円	1m ³ につき 100円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	550円		1m ³ につき 120円	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円				
	25 mm	680円									
	30 mm	1,700円	1m ³ につき 120円			1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円			
	40 mm	3,400円							1m ³ につき 250円		
	50 mm	11,000円							1m ³ につき 210円		1m ³ につき 250円
	75 mm	24,000円									
	100 mm	50,000円									
	150 mm	85,000円									
	200 mm	180,000円									
250 mm	250,000円										
300 mm以上	420,000円										
	公衆浴場用	410円	0円	1m ³ につき 65円							
	共 用	250円	0円	1m ³ につき 65円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 56 56 ・ ・ 10 11 ・ ・ 15 1 都 適 条 例 用	13 mm	610円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円	1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	820円		1m ³ につき 180円	1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円				
	25 mm	1,010円									
	30 mm	2,500円	1m ³ につき 180円			1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円			
	40 mm	5,000円							1m ³ につき 350円		
	50 mm	16,500円							1m ³ につき 310円		1m ³ につき 350円
	75 mm	36,000円									
	100 mm	75,000円									
	150 mm	127,000円									
	200 mm	270,000円									
250 mm	370,000円										
300 mm以上	630,000円										
	公衆浴場用	610円	0円	1m ³ につき 95円							
	共 用	370円	0円	1m ³ につき 95円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
昭 和 59 年 4 月 2 日 都 条 例 用	13 mm	800円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 160円	1m ³ につき 195円	1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円	一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m ³ までの従量 料金を申請により免 除している。					
	20 mm	1,070円													
	25 mm	1,320円													
	30 mm	3,000円									1m ³ につき 195円		1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円
	40 mm	6,000円													
	50 mm	18,200円											1m ³ につき 335円		1m ³ につき 375円
	75 mm	40,000円													
	100 mm	83,000円													
	150 mm	140,000円													1m ³ につき 375円
	200 mm	300,000円													
250 mm	410,000円														
300 mm以上	700,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,000円	0円					1m ³ につき 95円								
共 用	一戸あたり 470円														

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
平 成 元 年 3 月 30 分 都 条 例 用	13 mm	768円	0円	1m ³ につき 115円	1m ³ につき 154円	1m ³ につき 187円	1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円	1 水道料金は、基本 料金と従量料金の合計に、 消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金の 100分の103を乗じ て得た額を申請によ り免除している。					
	20 mm	1,027円													
	25 mm	1,267円													
	30 mm	2,880円									1m ³ につき 187円		1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円
	40 mm	5,760円													
	50 mm	17,472円											1m ³ につき 322円		1m ³ につき 360円
	75 mm	38,400円													
	100 mm	79,680円													
	150 mm	134,400円													1m ³ につき 360円
	200 mm	288,000円													
250 mm	393,600円														
300 mm以上	672,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 5,760円	0円					1m ³ につき 91円								
共 用	一戸あたり 451円														

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
平 成 6 年 3 月 30 分 都 条 例 用	13 mm	920円	0円	1m ³ につき 130円	1m ³ につき 175円	1m ³ につき 215円	1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円	1 水道料金は、基本料 金と従量料金の合計に、 消費税率を乗じて得た 額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用の1か月当 たり10m ³ 以下の従量料 金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、 母子世帯等については、 基本料金及び1か月当 たり10m ³ までの従量料 金の100分の103(平成 9年6月分からは100分 の105)を乗じて得た額 を申請により免除して いる。 3 水道の使用を月の途 中で開始・中止したと きで月の使用日数が15 日以内の場合、基本料 金は、1か月分の2分 の1の額とする。					
	20 mm	1,230円													
	25 mm	1,520円													
	30 mm	3,420円									1m ³ につき 215円		1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円
	40 mm	6,850円													
	50 mm	20,700円											1m ³ につき 375円		1m ³ につき 415円
	75 mm	45,600円													
	100 mm	94,500円													
	150 mm	159,000円													1m ³ につき 415円
	200 mm	342,000円													
250 mm	468,000円														
300 mm以上	798,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,850円	0円					1m ³ につき 110円								
共 用															

年月	需 要 区 分 及 び 料 金										摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金										
			1～5 m ³	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上		
平成 16 17 .	13 mm	860 円										1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場用の1か月当たり5m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金は100分の105(平成26年6月分からは100分の108、令和元年12月分からは100分の110を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したときは、日割り計算により算定した額とする。	
	20 mm	1,170 円	0円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円		
	25 mm	1,460 円											
	30 mm	3,435 円							1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円		1m ³ につき 404円
	40 mm	6,865 円											
10 1 .	50 mm	20,720 円								1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円		
	75 mm	45,623 円											
14 1 都 条 適 例 用	100 mm	94,568 円											
	150 mm	159,094 円											
	200 mm	349,434 円								1m ³ につき 404円			
	250 mm	480,135 円											
	300 mm以上	816,145 円											
	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,865円	0円	1m ³ につき 22円							1m ³ につき 109円		

5 下水道料金徴収受託業務（区部）

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
下 水 道 料 金	164,189,481,904 円	157,070,727,681 円	7,118,754,223 円	95.66 %
そ の 他 雑 収	11,297,476	11,084,169	213,307	98.11
合 計	164,200,779,380	157,081,811,850	7,118,967,530	95.66